

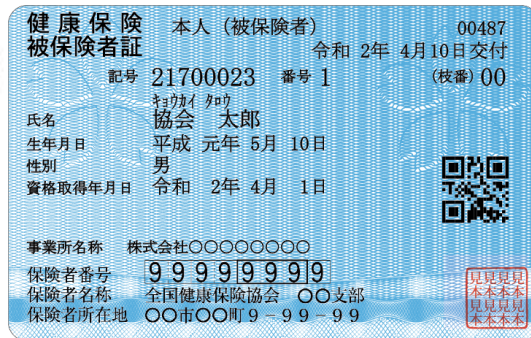
協会けんぽにご加入の皆さまへ

# 退職後は、保険証を事業主に

速やかに **返却** ください

保険証が使用できるのは

退職日までです。



- ご家族（被扶養者）がいる場合、ご家族の保険証も一緒に返却をお願いします。
- 退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、後日、協会けんぽ負担分の医療費（7～9割）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

## 保険証の有効期間にご注意ください

### 会社で働く加入者本人（被保険者）

#### 保険証が使えるようになるとき

- 会社に入社した日から

#### 保険証が使えなくなるとき

- 退職した日の翌日から ●75歳になった日から

### 被保険者のご家族（被扶養者）

#### 保険証が使えるようになるとき

- 収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日から

#### 保険証が使えなくなるとき

- 就職等により被扶養者でなくなった日から
- 被保険者が退職した日の翌日から
- 75歳になった日から



全国健康保険協会 富山支部  
協会けんぽ

退職後、または扶養家族から抜けた後は、  
必ず保険証を事業主様に速やかに  
ご返却いただきますようお願い致します！

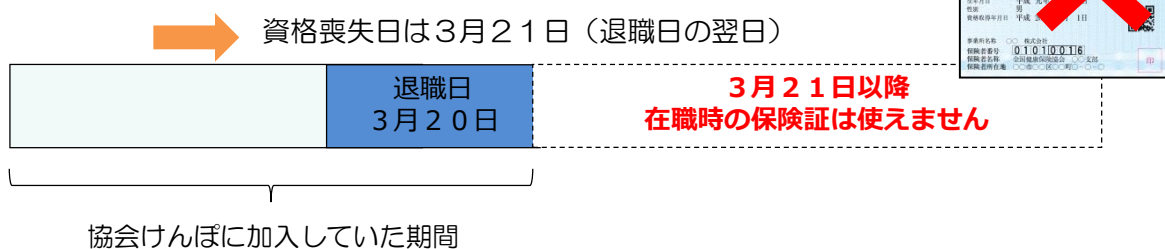


- ・保険証を使用できるのは「退職日まで」になります。
- ・加入者ご本人が退職された後や、ご家族が就職等で被扶養者でなくなった後に、誤って保険証を使用するケースが発生しています。
- ・なお、誤って保険証を使用されると、後日、協会けんぽが負担した医療費を返金していただく場合がありますので、ご注意ください。

### 被保険者（加入者ご本人）が退職等により資格を喪失するとき

- ◎ 保険証を使用できるのは「退職日まで」です。  
また、パートやアルバイトの方で、勤務時間や日数が減少し健康保険の資格を喪失する場合も、「資格喪失日」以後は保険証を使用できません。
- ◎ **保険証は退職時に必ずお勤め先の事業主様へご返却ください。**

<例：ご本人が3月20日で退職した場合>



### 被扶養者（加入者ご家族）が就職等により被扶養者の資格を喪失するとき

- ◎ 保険証を使用できるのは「被扶養者でなくなった日の前日まで」です。  
被扶養者の方が「就職し、ご自身で健康保険の資格を取得した場合」や「一定の収入を超えた場合」は被扶養者でなくなります。「被扶養者でなくなった日（就職日など）」以降は、保険証を使用できません。
- ◎ **保険証は必ず被保険者様のお勤め先の事業主様へご返却ください。**

<例：ご家族が4月1日で就職し、新しい健康保険に加入した場合>

